

佐久市における市有施設・イベント・行事・会議の対応について

令和4年8月10日

新型コロナウイルス感染症佐久市対策本部長

1 対象期間 令和4年8月10日～

2 基本的な考え方

長野県の取組方針に基づくことを基本としながら、引き続き市内の感染拡大の抑制と新型コロナウイルス感染症と向き合いながら社会機能の維持に努める。

3 市有施設の対応について

- ・ 業種別ガイドラインの遵守など基本的な感染防止対策をしたうえで運営する。
- ・ 指定管理施設については、市と協議の上、指定管理者の判断による。
- ・ 下表をもとに、各対策部において市直営の所管施設の対応を検討する。

感染警戒レベル	対応（貸館系施設）	対応（観覧系施設）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用する場合には、感染防止対策を厳格に徹底させる。 ・ イベント主催者においては、県の定めるチェックリストの公表を遵守させる。 ・ 定員の半数以内もしくは、定員が決められていない施設は、人との間隔を1m以上空けることを基本とする。 ・ 施設ごとの特性を踏まえつつ、一部利用停止・サービス制限等の検討 ・ 施設内の飲食は原則禁止する。 ・ 感染予防、まん延防止を目的とする施設利用のキャンセルについては、利用料金等の全額還付の対象とする。 <p>県による強い行動制限の要請があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規予約受付業務の停止 ・ 予約済の利用について、自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前予約・入替制とする。 ・ 滞在時間は2時間以内。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規予約受付業務を行うが、利用日がレベル5以上である場合は、利用内容により自粛を要請。 ・ 利用する場合には、感染防止対策を厳格に徹底させる。 ・ イベント主催者においては、県の定めるチェックリストの公表を遵守させる。 ・ 定員の半数以内もしくは、定員が定められていない施設は、人との間隔を1m以上空けることを基本とする。 ・ 施設ごとの特性を踏まえつつ、一部利用停止・サービス制限等の検討 ・ 施設内の飲食は原則禁止する。 ・ 感染予防、まん延防止を目的とする施設利用のキャンセルについては、利用料金等の全額還付の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前予約優先とする。 ・ 滞在時間はおおむね2時間程度。

1～4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策の徹底を求める。 ・ イベント主催者においては、県の定めるチェックリストの公表を遵守させる。 ・ 感染予防、まん延防止を目的とする施設利用のキャンセルについては、利用料金等の全額還付の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数での来館を予定する場合には、事前の連絡を求める。
-----	--	---

4 市主催のイベント・行事・会議等の対応について

感染警戒レベル	イベント等	会議
6	<p>県による強い行動制限の要請があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、中止または延期 ・ 開催する場合は、Web 等、人が参集しない方法で実施。 <p>県による強い行動制限の要請がない場合は、感染警戒レベル5を適用。 但し、開催については、再検討し総合的に判断する。</p> <p>例：会場規模 動線 実施内容 等々</p>	<p>県による強い行動制限の要請があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、中止または延期 ・ 開催する場合は、書面開催や Web 会議等、対面によらない形での開催。 <p>県による強い行動制限の要請がない場合は、感染警戒レベル5を適用。 但し、開催については、再検討し総合的に判断する。</p> <p>例：会議の緊急性（緊急性低い→延期） 参集範囲（全員→役員） 開催方法（対面、又は非対面） 等々</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県イベント開催目安及び感染防止対策を徹底するとともに、飲食の自粛などマスクを外す機会の低減やイベントの内容、参加者、施設状況等に応じて、実施方法について慎重に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一堂に会す場合は、会場定員の半数、かつ会議時間は短時間で感染防止対策を徹底のうえ開催する。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県イベント開催目安に基づくとともに、イベントへの参加者、施設状況等を考慮しつつ、実施方法を検討し、感染防止対策を徹底した上で実施。 	
1～3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県イベント開催目安に基づき、感染防止対策を徹底のうえ実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底のうえ、開催

※定員：定員が定められていない会場は、人との間隔を 1m 以上空けることを基本とする。

※イベント：不特定の市民等に向けて参加者を募集し、一堂に会して行う行事。事前申込制か当日受付かは問わず、人数によらない。

※会議：市が外部の参加者を指定し、参集させる会議を指す。庁内内部会議については、総務課人事係による通知を参照。

※長野県によるイベント開催目安

区分	感染防止安全計画を策定し県による確認をうけたイベント	感染防止安全計画を策定しないイベント
上限人数	収容定員まで	5,000 人または収容人数の 50%の大きい方
収容率	100%（大声なしの担保が前提）	大声なし：100% 大声あり：50%
チェックリスト作成等	イベント開催 2 週間前までに、県指定の感染防止安全計画を策定し、事前に県に提出し、イベント終了後、イベント結果報告書を県へ提出。	イベント開催時、県指定のチェックリストを作成し、該当イベントのホームページ又は会場にて公開し、イベント終了後、1 年間、チェックリストを保管。

◎新型コロナウイルスの変異株の状況や国・県の指針等により随時、見直すこととする。